

## **[事案 2024-163] 遡及解約請求**

・令和7年4月21日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、遡って解約手続を行うことを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

平成25年3月に契約した医療保険（契約①）を令和5年1月に医療保険（契約②）に見直し、令和6年4月に契約②を解約したが、以下等の理由により、令和4年12月時点で解約した場合の解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約②の解約返戻金が年々減少することや、契約①の解約返戻金が年々増加することの説明がなかった。
- (2) 契約①と契約②は継続しているにもかかわらず、「別物」等と虚偽の説明をされた。
- (3) 経費扱いにできるメリットのみ強調され、法人契約にすると控除が受けられないことの説明がなかった。募集人は法人契約を理解していなかった。
- (4) 継続なので健康診断書なしで契約②の申込みができると説明されたが、それは他社でも可能であった。

### **<保険会社の主な主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約②の申込みの1か月程度前に、申立人代表者に対し、契約①の契約内容説明書、契約②のパフレット、設計書等を交付し、契約②は一時金タイプの保険であること、下取りにより保険料が安くなること、告知なく加入できること等を説明した。
- (2) 申立人代表者から契約②に加入したいとの連絡があり、申込手続は郵送で行われた。申込手続を行うにあたり、募集人は、申込書、意向確認書等とともに、改めて契約①の契約内容説明書、契約②のパフレット、設計書等を郵送した。募集人は、申立人代表者と電話でやりとりしながら、上記(1)と同様の説明をした。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込みに至る経過等を確認するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。